

奈良県総合医療センター患者給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）が、患者給食業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

（1）業務名

奈良県総合医療センター患者給食業務

（2）発注者

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 院長 菊池 英亮

（3）業務の内容

奈良県総合医療センターにおける患者給食業務に伴う以下の業務とする。

①栄養管理・献立作成・食数管理業務

②食材の調達業務

③食材管理業務

④調理・盛付け業務

⑤配膳・下膳業務

⑥洗浄・消毒保管業務

⑦残食処理作業業務

⑧食器等管理業務

⑨調乳業務

⑩施設設備管理業務

⑪業務管理業務

⑫衛生管理業務

⑬労働安全衛生管理業務

⑭研修業務

詳細については、別紙仕様書のとおり。

（4）履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

（5）委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

※翌年度以降の歳入予算において、委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとします。

3 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q7諸サービス」①給食業務で登録している者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 国内において、病床数が400床以上を有する病院において、過去5年以内に病院内で1年以上継続して当該委託業務と同種の業務の契約実績が複数あること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 手続等

(1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8581 奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課 用度係

電話番号 0742-46-6001 (内線2439)

メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

(2) 参加申請書の提出

ア 提出期限 持参の場合、令和3年12月3日（金）午後5時まで

郵送の場合、令和3年12月3日（金）午後5時必着

イ 提出先 上記（1）の提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 参加申請書（第1号様式）

② 実績一覧表（第2号様式）

③ 会社概要（第3号様式）

会社概要が記載されたパンフレット等を添付すること。

④ 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

オ 提出部数 1部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者全員に、令和3年12月8日（水）を目途に参加資格審査結果通知をメールにてお知らせする。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を持参又は郵送にて、上記（1）の提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、令和3年12月17日（金）までとし、提出方法は上記（2）ウに準じる。

(3) 廚房施設の見学

厨房施設の見学をご希望の方は、令和3年12月3日（金）午後5時までに上記（1）の提出先まで連絡し、後日見学の日程を通知する。

なお、見学は1業者あたり2名を上限とする。

(4) 参考資料の貸与

- ア 受取期間 公告日～令和3年12月2日（木）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記（1）問い合わせ先及び提出先に事前に電話にて連絡すること。
- イ 受取場所 上記（1）問い合わせ先及び提出先に同じ
- ウ 貸与資料 奈良県総合医療センター図面
- エ 留意事項 資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（第4号様式）及び貸与資料受領証（第5号様式）に必要事項を記入・押印した上で、持参すること。なお、貸与資料は、企画提案書類の提出期限までに当センターまで返還すること。

(5) 質問及び回答

- ア 受付期限 令和3年12月3日（金）午後3時必着
- イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問書」（第6号様式）に必要事項を記入し、上記（1）の提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
なお、件名に【奈良県総合医療センター患者給食業務への質問】と明記すること。
- ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記（2）の参加申請書提出者全員（プロポーザル参加資格を有する者に限る）に、令和3年12月10日（金）午後5時を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。
なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けないものとする。また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

- ア 受付期間 持参の場合、令和3年12月17日（金）正午まで
郵送の場合、平成3年12月17日（金）正午必着
- イ 提出先 上記（1）の提出先に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事

前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 企画提案書（第7号様式）

企画提案書類は、「奈良県総合医療センター医事業務委託仕様書」を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

(ア) 本業務の実施体制

本業務の実施体制図について記入すること。また、現時点で想定される受託責任者の経歴について記入すること。人員確保のための方策についても記載すること。

(イ) 想定されるリスクと予防対策、発生時の対応

業務実施において、想定されるリスクとその予防対策及び発生時の対応等について記入すること。特に食中毒が発生した場合の対応方法については具体的に記入すること。

(ウ) 食材調達方法について

食材調達にかかる実施方針および食材調達方法について記入すること。

(エ) 献立作成について

献立作成にかかる実施方針および献立作成方法について記入すること。特に患者に満足してもらえるような患者給食を提供するための取り組みについて記入すること。また、一般食について1か月分の献立表を添付すること。

(オ) 職員の教育体制について

教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組内容について記入すること。

(カ) 災害発生時の対応方法

当センターが直接被災した場合および周辺都道府県において大規模災害が発生した場合の対応方法について記入すること。

(キ) その他

上記以外に当センターに提案できる内容があれば記入すること。

② 見積書（第8号様式）

別添「奈良県総合医療センター患者給食業務 見積条件」をもとに、令和4年度～令和6年度の各年額とその各月額、朝/昼/夕の1食あたりの単価、工数（人、日）、その他必要な経費の区分がわかるように記載した見積内訳書及び見積条件がわかる資料を添付すること。任意様式で可とする。

オ 提出部数 12部（正本1部、副本11部）

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を参考にすること。

カ その他

1事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

(7) 選定の手順及びスケジュール

令和3年11月19日（金）	公告
12月3日（金）	参加申請書提出期限及び質問書提出期限
12月8日（水）	参加資格審査結果通知
12月17日（金）	企画提案書提出期限及び辞退届提出期限
12月21日（火）	プレゼンテーション（予定）
12月24日（金）	選定結果通知（予定）

※参考資料の貸与期間は11月19日（金）～12月21日（火）とする。

5 選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては、当センターが設置する選定審査会において、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション及び試食に基づき、別表「奈良県総合医療センター患者給食業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」に基づき提案の妥当性や見積価格など総合的に参加者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

応募者によるプレゼンテーション及び試食は、令和3年12月21日（火）を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

ア プrezentationを行う者は3名以内とする。

イ プrezentationに係る想定時間は、説明時間15分、質疑応答15分の計30分程度とする。

ウ プrezentationは、参加申請書の受付順に行う。

エ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。

また、プロジェクターの使用は可とするが、映写データは企画提案書のみとし、シート・データの追加及び修正は不可とする。ただし、提案を補足する図表等については、追加を可とする。

なお、発表の際のパソコンは発表者側で用意すること。

オ 試食に関する詳細は下記の通りとする。

①提供する食事について

- ・普通食の1食分（主食はご飯200g）
- ・値段：見積書に記載する1食あたりの単価以内
- ・献立の指定は無し
- ・献立表、1食分の単価を表示すること
- ・仕様書に記載の1日の栄養量を目安に作成のこと

1日の栄養量：1,950kcal、蛋白質75g、脂質55g、炭水化物280g、塩分7.5g未満

②提供食数

1食分を見本で用意し、別に試食用に5人分用意すること。

なお試食用は各メニューが一口サイズの量になるように準備し持参すること。

③提供方法

あらかじめ調理したものを持参すること。

提供の際には、会場に電子レンジ（Haier製 品番：JM-17E(60Hz)）を設置していま

すので必要に応じ使用できる。

皿や箸、スプーン等は発表者において用意してください。

皿は紙皿、箸は割り箸、スプーン類はプラスチック製とする。

なお、試食はプレゼンテーションと並行して行うこととし、発表者が入室し、プレゼンテーションを始める前に配膳すること。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和3年12月24日（金）を目処に企画提案書提出者全員に対してメールで通知する。

(3) 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容及び金額について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。

(4) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、当センターが契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（4）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受け

たにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかつたとき、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなつた場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

6 その他

- (1) 応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (2) 企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (6) 選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。ただし、参加者の正当な利益が害されるおそれがあると当センターが認めた箇所（ノウハウ、人事等に係る情報等）については非公開とする。
- (7) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- (8) 契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。